

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年11月25日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会11月会議を開きます。

冒頭にご挨拶をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、全国的に急速な感染拡大が進んでおり、県内におきましても新規感染者の増加が見られます。

今議会は、町長、副町長ともに新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となったことにより、自宅での健康観察中によることから、町長職務代理者、菅原総務課長による議案提案となります。執行者におきましては、この事態を真摯に受け止め、危機管理体制の強化と感染症対策の徹底に努めていただきたいと思います。

議会では、これまで、町と協力しながら新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図り、再び皆様安心して生活が送られますよう、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を立ち上げ、委員12名全員が全力で取り組んでおります。今後も、町民生活への影響を最小限に抑えるため、スピード感を持って重要な議案や補正予算の審査等を行い、私たちの責務を果たしてまいりたいと考えております。

皆様には、今後とも、国や県、町から出される正確な情報に基づき行動いただきますとともに、感染症拡大防止のため、引き続き新しい生活様式の実践にご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

平泉町長職務代理者の設置について、通知をお手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いいたします。

ここで、町長職務代理者から発言を求められておりますので、これを許します。

町長職務代理者、菅原総務課長。

町長職務代理者（菅原幹成君）

おはようございます。

町長が新型コロナウイルスによる濃厚接触者として自宅にて健康観察をしておりますので、そのことにつきましてご報告させていただきます。

令和2年11月14日土曜日、役場で会議がありました。その後、懇親会を行いまして、翌日15日日曜日につきましても、再び会議をしたというところがございます。その後、11月17日に、この会議に集まっていた出席者であります東京在住の1人の方から新型コロナウイルスの感染が確認された旨、夜になって役場に連絡がございました。それで、11月18日の水曜日午後から、県内の

出席者、町長、副町長含め8名全員のPCR検査を行いまして、翌日19日木曜日に、午後になって全員から陰性の検査結果が出たところであります。

この件につきまして、一関保健所の指示により、濃厚接触者であることから、2週間の自宅における健康観察を行う必要がある旨説明がありました。20日金曜日に、町長からも同様の内容のお話がありまして、町長の職務代理人については総務課長が当たるようにとの指示がありました。その日の夕方に、庁議を開きまして、21日土曜日から28日土曜日まで、総務課長の私が職務代理人ということで事務を取り扱うことになった次第であります。

今後とも、議員各位のご指導とご協力を得ながら、その責務を果たしてまいりたいというふうに住じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。何とぞよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

次に、本定例会11月会議に町長職務代理人から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、升沢博子議員、1番、大友仁子議員を指名します。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会11月会議の会議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第51号から日程第6、議案第54号の条例案件3件、補正予算案件1件、合計4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長職務代理人、菅原総務課長。

町長職務代理人（菅原幹成君）

それでは、条例案件3件、補正予算案件1件につきましてご説明いたします。

最初に、条例案件につきましてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

議案第51号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。国家公務員及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえた期末手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

2ページをお開きください。

議案第52号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の勤勉手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

3ページをお開きください。

議案第53号、平泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例でございます。

提案理由であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した融資利子補給事業について、事業期間が5年間にわたることから同交付金を基金に積み立て、事業を実施するために基金を設置しようとするものでございます。

続きまして、議案第54号、補正予算につきまして説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

議案第54号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和2年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,852万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,949万4,000円としようとするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、提出者及び担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第51号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を求めます。

町長職務代理人、菅原総務課長。

町長職務代理人(菅原幹成君)

それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第51号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本町の一般職職員の給与等につきましては、国の人事院勧告の内容を踏まえ、労使交渉により決定し、改定しておりますが、特別職の給与等の額につきましては、職務の特殊性などから、同様の対応は求めないものの、改定に当たっては、人事院勧告に準拠した一般職員の給与改定を考慮してきたところでございます。

このたびの改定につきましても、国家公務員並びに県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況及び次に上程予定であります議案第52号の一般職の職員の給与の額の改定に準じ、期末手当の年額の支給額を0.05か月分削減しようとするものでございます。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。

議案第51号新旧対照表でご説明させていただきます。

第1条関係では、町長、副町長及び教育長に支給する12月期の期末手当についての改定を行おうとするもので、第3条第2項ただし書中の「100分の130」とあるのは「100分の170」を、改正後、「100分の130」とあるのは「100分の165」に改めようとするものです。

次に、参考資料の1ページの裏でございます。

第2条関係では、町長、副町長及び教育長に支給する令和3年度以降における6月期及び12月期の期末手当についての改定を行おうとするもので、第3条第2項ただし書中「100分の130」とあるのは「100分の165」を、改正後、「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改めようとするものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を求めます。

町長職務代理人、菅原総務課長。

町長職務代理人(菅原幹成君)

議案書2ページでございます。

議案第52号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本町の一般職職員の給与等につきましては、先ほど議決いただきました議案第51号の補足説明でも申し上げたところですが、国の人事院勧告等の内容を踏まえ、労使交渉により決定し、改定しております。

このたびの改定につきましても、国の人事院勧告の改定に準じ、勤勉手当の年額の支給額を0.05か月分削減しようとするものでございます。

それでは、参考資料の2ページの議案第52号新旧対照表でご説明させていただきます。

第1条関係では、一般職の職員に対し支給する12月期の勤勉手当について改定を行おうとするもので、第20条第2項中「100分の95」を、改定後、「100分の90」に改めようとするものでございます。

次に、参考資料の2ページの裏でございます。

第2条関係では、一般職の職員の令和3年度以降における6月期及び12月期に支給する勤勉手当についての改定を行おうとするもので、第20条第2項中の6月期の支給を「100分の90」を、

改定後、「100分の92.5」に、12月期の支給を「100分の90」を、改定後、「100分の92.5」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山ですけれども、いずれ、民間もこういった状況の中で、ボーナスがない、あるいは引下げというのが当たり前のようになってきているわけです。ただ、やはり職員の皆さんも新型コロナの対策で頑張ってもらったという点で、相当苦勞もされてきていると思うのですよね。そういう中で、そういった国の流れに追従するのはどうなのかと率直に思います。ただ、勤勉手当というふうな対応という点では、ほかとは違うのかなと思っていました。

また、民間、連合なんかでも、21年春闘でも賃上げを求めるという方針でありますので、そういった点では、その辺は職員の頑張りにどういうふうに応えていくのかということも含めてどういうふうにするか伺います。

議長（高橋拓生君）

町長職務代理人、菅原総務課長。

町長職務代理人（菅原幹成君）

今、コロナ禍におきまして、通常ではない、今、業務に、確かにいろいろ追われているところもあります。そういった意味からすれば、本来は、削減については慎重にならなければならないというふうな考えもあるところではありますけれども、これまでの給与改定の経過から考えますと、やはり地域の皆様方の理解を得られる内容にしなければならないというふうなことで、いろいろ労使の間でも検討はしてきた、協議してきたわけではございますけれども、今後、今までの経過等も踏まえた中で今回の提案というふうなことでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号、平泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長(八重樫忠郎君)

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第53号、平泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の補足説明をさせていただきます。

当町では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者に対する融資利子補給事業を実施しておりますが、このたび、利子補給事業に充当される場合は、令和7年度までの基金の積立てが同交付金の対象として認められることになりました。これによりまして、交付金を基金に積み立て、毎年度、基金を取り崩しながら事業を実施していくために、基金に関連する新たな条例を制定しようとするものであります。

この事業によりまして、中小企業者の資金借入れの負担を軽減し、安定的な経営継続を図ることができるものと考えております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第7号）について補足説明を求めます。

町長職務代理者、菅原総務課長。

町長職務代理者（菅原幹成君）

議案書4ページをお開きください。

議案第54号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、4ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金4,852万4,000円の増、これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額4,852万4,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費385万2,000円の増、これには公用車購入費375万円が含まれます。

4款衛生費、1項保健衛生費1,411万4,000円の増、これには保健センター相談室増築工事費1,188万1,000円が含まれております。

7款商工費、1項商工費3,055万8,000円の増、これには新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金969万円が含まれております。

歳出合計補正額4,852万4,000円の増額でございます。

次に、5ページ、第2表債務負担行為補正でございます。

追加でございます。事項は、令和2年度平泉町中小企業振興資金の融資に伴う利子補給でございます。期間は、令和3年度から令和9年度まで。限度額は、中小企業者等が借入れする中小企業振興資金1億2,400万円に対する利子補給金（年利2.9%以内）1,008万7,000円以内の額とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

歳出なのですけれども、商工費の300万円、団体旅行貸切りバスの件です。

花巻市は、たしか地元のバス会社に支援というのを早い段階でやっていましたが、それとの違いと、こういった、それとは違う仕組みだと思うのですよね、花巻市とは。とすると、どういう手続が必要なのかなということが一つです。

それから、直接この補正ということではないのです。関連になると思うのですけれども、12月会議ももう半月ほどで来ます。そうすると、このコロナ、今後の支援対策ってどういうふうに考えているのかなということに関わってですが、持続化給付金ですけれども、これまで商工会関係が把握できると思うのですが、これは、今、どの程度というかな、どのぐらいの申請件数ですか、なっているのかというのをちょっと伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

ご質問のこのたび補正予算で提案させていただきました団体旅行の貸切りバスツアーについてでございます。

これは花巻市でも行っておりますけれども、当町の場合も、個人旅行者はかなり回復してきておりますが、やはりバス旅行者が増えてきていないということで、バス旅行等を行う旅行業者のほうに支援をしてまいりたいというふうに考えております。町外を発着で町内にいらっしゃる方々というふうに考えております。今現在、要綱の設置等を今行っておるところでございます。

それとあと、12月補正での支援対策ということでございますが、このたび11月会議で出ささせていただきましたということにつきましては、やはり閑散期対策としまして12月を含む対応が必要だろうというふうに考えておまして、12月会議もすぐ開かれるわけではございますが、このたび提案させていただいたというところでございます。

あと、持続化給付金につきましては、国のほうにつきましては、個人で申請なさっておる方もおりますので、正確なところは分かりません。ただ、平泉町のほうで行ってきました支援につきましては、こちらのほうで大体200件ぐらいはいらっしゃるのではないかと考えておりましたけれども、申請のなかったところも含めまして、こちらからご連絡までしまして、どういう状況なのかということを確認させていただきまして、今、もう既に終わりましたけれども、150件を超える数の申請があったというところがございます。それ以外のところも予想していたところはございましたが、こちらで申請漏れはないかということで事業者にも確認させていただいて、この結果になっておるところでございます。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

これは要望になるわけです。今、12月のという話もいろいろ前後してあったわけですがけれども、持続化給付金ですがけれども、商工業者は商工会が窓口になって、もちろん個人もあるということですがけれども、実は、農業者も、多くの農家ももらえると前農林水産大臣も国会で答弁しているという中であって、実は、町内の農家の方々が、役場に行っても全然駄目だと、分からんと、農協に行っても全然駄目だと、どうしたらいいのだという声が何人かから寄せられています。そうした点では、やはり農業者のほうはずっと多いと思うのです。ですので、12月に向けて、やっぱりそういった相談窓口の設置も検討するべきではないかなということをお願いして、終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

2点お伺いします。

新型コロナウイルス感染症防止リフォーム支援であります。この申請件数もしくは現況の町内のリフォームの状況等について、分かる範囲で状況をお知らせいただきたいと思っております。

それからもう一点は、初詣等の受入れ体制についてであります。入り口と出口を分けるというのはなかなか外なものですから難しいかとは思っております。消毒液の配置または出口の誘導について、毛越寺の場合であれば、山門から入る、出口はほかを開けるといったような対応が必要になるかと思うのですが、そういった消毒液の配置または必要に応じて検温もしなくちゃいけないこともあるかと思うのですが、芸術文化祭の折の外での大混乱ということもありましたので、なかなか検温というのも非常に難しいものがあるかと思っております。本堂内または金色堂内へ入場される方につきましては、当然、検温の措置も必要になるのではないかと思うのですが、そういった寺院ごとの協議の進め方、また、どのような形で進められているのかをお知らせいただきたい。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

リフォームの状況をお知らせいただきたいということでございましたが、リフォーム助成につきましては、店舗リフォームという形で当課では行ってきておりました。ただ、この新型コロナウイルス関連につきましては、国・県のほうの助成で行ってございまして、細かな状況というのはちょっと全体としては把握していないという形になっております。

ただ、今現在、うちのほうでこのたび、リフォームを行いたい、コロナウイルス対策としてのリフォームという形で考えておるのは、小規模なものにつきましては、県のほうで10万円のリフォーム等を行っておりますけれども、国のほうで大規模なものもございまして、製造業等につきましては、今のところ国・県のほうで対象になっていないというところで、漏れがあった形になっておりますので、その部分につきましては、このたび当町のほうでのこの補正予算についてで

行っていきたいと思っています。

基本的には、このリフォーム助成につきましては、今現在考えておるところでございますけれども、100人以上の従業員を持っておる事業者という形で対応していきたくと。それで、1件につき100万円を上限として3分の2の補助で、100万円が上限という形で今考えておるところでございます。

それ以外の10万円未満のものにつきましては、行われておると思うのですが、ちょっと当課のほうでは把握していないというのが現状でございます。

あと、初詣につきましては、やはり議員おっしゃるとおり、かなり難しい問題が内在しているなというふうには考えております。特に建物内での検温というものは非常に必要になるかと思っております。中尊寺でも、今現在、既に平泉町で持ってございます検温の機械を購入するという形で進めておるようですので、混乱のないようにいきたくと思っております。

この補正予算が成立、皆様のご承認を得た段階で、早急に担当者、両山の担当者の皆様と協議して、いつもにも増して警備会議を開きまして、この対応につきまして万全を期していきたくというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

町内の接客を伴う飲食業、これはやっぱり感染対策が非常に不十分だという認識を持っております。ここはもう少し指導のほうの徹底を図るべきではないかというふうに考えます。

それから、検温についてなのですが、例えば奥州市の江刺分庁舎の玄関ホールに入るところに測定器があるのですが、これ非常に性能がいいのですよ。時間がかからないといいますか、数値が非常に素早く測定されるということもあるので、ぜひ、そういった点は少し調査の上、取り入れられるものについては、性能のいいものを取り入れていただきたい。手の測定ではとてもさばき切れないし、時間がかかるという、今までの非常に対応のまづかった部分もあるかと思っておりますので、その点についてはぜひご検討いただきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

町内には接客を伴う飲食店というのはいくつもないのですが、ただ、対応をきっちりとするような形で、より徹底したいというふうに思います。ここに関しましては、きっちり対策を取れるように、これ、商工業の皆様、お店とか、その辺には当課からも対応をお願いするようにしていきたいというふうには思っております。

あと、奥州市の江刺支所の検温は私も存じ上げております。当町としても、機械はかなり性能のいいものですので、ちょっと扱うほうがまだいま一つのところもあつたりしていますので、その辺についても、議員おっしゃるとおり、きちんと対応できるように、練習も含めてスムーズに

やれるようにしていきたいというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

7 番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

その検温ですが、やはり本町庁舎玄関ホールにも設置をすべきだと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

お諮りします。

佐藤孝悟議員ほか4名から発議第13号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第13号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議 長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第13号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

9 番、佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

発議第13号。

令和2年11月25日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者は、平泉町議会議員、佐藤孝悟。賛成者は阿部圭二議員、氷室裕史議員、大友仁子議員、升沢博子議員。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

（平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提出の理由。

国の特別職の例や県内町村議会の支給状況に鑑み、議員の期末手当の改定を行おうとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会11月会議に付議された議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和2年平泉町議会定例会11月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時43分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長

署名議員

同